

1 目 的

東京都監察医務院は、(1)東京都の23区内において発生するすべての不自然死（死因不明の急性死や事故死など）について、死体解剖保存法第8条及び東京都監察医務規程第1条の規定に基づく死体の検案及び解剖を行い死因を明らかにすること、(2)それにより正確な死因統計に貢献し、臨床医学、予防医学などに還元し、公衆衛生の向上を図ること、(3)監察医の養成及び医師、医療関係者の補習教育を行うこと、(4)安寧秩序の維持に貢献することを目的として設置されている。

2 検案の対象

監察医の検案の対象となる死体は、死体解剖保存法第8条によれば「伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体、その他死因の明らかでない死体」と規定されている。

これに該当するものを、死亡診断書（死体検案書）に記載する死亡の種類別にみると、

- | | | |
|---------------|-----|------------------|
| 1 病死及び自然死 | ——> | 内因死の一部 |
| 2 不慮の外因死 | } | ——> 外因死の全部 |
| 3 その他及び不詳の外因死 | | |
| 4 不詳の死 | ——> | 内因死か外因死か不明のものの全部 |

である。

さらに、死亡の原因別に具体的に記載すると、以下のものが含まれる。

- (1) 病死又は自然死であっても、医師の診療を受けることなく死亡したもの。医師の診療を受けた場合でも、死因が判然としないもの、診療中の疾患とは異なる原因で死亡したもの。発病時又は死亡時の状況に異状があるもの又はその疑いのあるもの（例えば経過が急な突然死のように、一見死にそうもない人が死亡したような場合、いわゆる過労死や労災死が疑われる場合など）。伝染病及び食中毒のうち死亡までに診断不能のもの。
- (2) 不慮の外因死、例えば、交通事故死、墜落死、溺死、焼死、窒息死、中毒死、爆死、凍死、感電死など。直接死因が疾病であっても、それが外因（傷害、中毒など）に原因するもの（例えば交通事故後の肺炎、敗血症、破傷風又は中毒後肺炎になって死亡した場合などで、この場合は、外因発生より疾病による死亡までの期間の長短には関係しない）。外因によって生じた病的障害（後遺症）による死亡、診療経過中の予測されない死や事故死。
- (3) その他及び不詳の外因死、例えば、縊死など死亡者自身の行為に基づく死亡（自殺）、他人の加害によって死亡した場合（他殺）及びその後遺症による死亡。外因死であるが、不慮か故意か決定されないもの。
- (4) 不詳の死、例えば、内因死か外因死か不明の死体（4か月以上の胎児を含む）。死亡の原因が複雑で病死か外因死か不明のもの。

3 監察医務の必要性

監察医の行っている業務は、異状死体として取り扱われた各遺体を検案し、必要に応じて解剖を行い、死因及び死に至る過程を明らかにすることである。この業務は、以下の点において多大な貢献をしている。

(1) 衛生行政への貢献

一人ひとりの死因を正確にすることにより、正確な死因統計を作成し、これが都民のみならず国民の健康・福祉に関する重要な行政の基礎資料となっている。

(2) 公衆衛生の向上

予期されない疾病、伝染病、中毒、事故などの原因を科学的に究明し、また、その傾向を予防医学的、疫学的に調査・解析し、予防や防止に努める。

(3) 死者及び家族の諸権利の適切な処理

より正確に死亡時刻、死因及びその種類などを決定することは、人の死に伴い発生する相続、保険金、賠償金など、社会的権利の適切な処理のために必須の事項である。

(4) 安寧秩序の維持

外表の検査からでは犯罪性の疑いのない場合でも、詳細に調べることにより他殺や外因の関与が見出されることがある。行政解剖は、隠された犯罪死体の発見、解決に大きく貢献する。

(5) 医学研究・教育への貢献

原因不明の突然死の死因究明及び病態の解析は、臨床医学並びに予防医学に大きく還元されるべきものであり、医学研究の発展に貢献する。また、医療従事者のみならず同養成施設の学生、司法関係職員、消防職員などに対して行う見学・実習・研修は、人の死に関わる医学的諸問題の教育に大きく貢献する。

以上のように、監察医務は、「人が受ける最後の医療である」と位置付けられ、生前に疾病に罹患すれば最高の医療が施されるべきであるのと同様に、異状死に対しては、最高水準の検案・解剖を行われなければならない。死者の尊厳を守ることは勿論、一人の死を万人の生につなげること、すなわち「個」から「社会」にわたる医学的寄与のために監察医制度が施行されている。

4 沿 革

東京都監察医務院は、昭和23年3月21日に開院され、今年で77年目を迎えた。

終戦直後の昭和20年11月18日付朝日新聞は“始まっている死の行進”との見出しで全国主要都市の飢餓状況を報道した。特に、上野駅周辺の薄暗い地下道では、多くの人々が飢えと寒さから虚脱状態となり、これと非衛生的な環境が重なって、餓死者が続出していると、書かれた。

これが、連合軍総司令部の目にとまって、このような人々の死を死因究明もせず、簡単に警察や区役所の手で、栄養失調、飢餓死などとして片付けているのは、政策上問題がある、との判断からこうした変死者の死因調査の方法として、アメリカで実施している Medical Examiner's Systemが導入された。

これが当院開院のきっかけである。

昭和20年11月18日	朝日新聞に“始まっている「死の行進」餓死はすでに全国の街に”の見出しで、全国主要都市の飢餓状況が報道される。
昭和21年4月1日	連合軍総司令部から東京都への申し入れの結果、東京都において、「東京都変死者等死因調査規程」を制定。東京都民生局長の主管の下に東大、慶大に委嘱して我が国最初の監察医務業務開始
昭和21年8月1日	東京都監察医立川駐在所を立川市錦町、非現業共済組合立川病院内に開設、監察医と事務員各1名常駐
昭和21年12月11日	総司令部公衆衛生福祉部より厚生省医務局長へ「監察医局の設置」に関する覚書がきて各主要都市に監察医を任命配置するよう指令
昭和22年1月17日	勅令第542号に基づく厚生省令「死因不明死体の死因調査に関する件」公布 監察医制度が東京に続いて大阪、京都、横浜、名古屋、神戸、福岡の七大都市に広げられ、各都市の医科大学がその業務を委嘱された。
昭和23年3月21日	東京都監察医務院開院。
昭和24年6月10日	「死体解剖保存法」公布、同年12月10日施行
昭和24年10月21日	立川駐在所廃止。以後、監察医務の実施地域は、区の存する地域のみと改め、現在に至る。
昭和24年12月9日	「監察医を置くべき地域を定める政令」が公布され、翌12月10日に施行。 実施地域が、東京都23区、大阪、京都、横浜、名古屋、神戸、福岡と定められた。
昭和25年5月27日	「東京都監察医務規程」公布
昭和43年7月	庁舎改築
昭和60年7月12日	「監察医を置くべき地域を定める政令」の一部改正（京都市・福岡市が削除）
昭和61年10月1日	自衛隊施設内で発見した死因不明死体の措置について、「監察医務に係る東京都監察医務院と自衛隊警務隊との覚書」を交換、施行する。
平成7年4月1日	監察医制度実施5都府県連絡会議発足（会則施行）
平成10年7月	「東京都監察医務院50年史」発行
平成16年1月5日	持込検案開始
平成17年9月1日	厚生労働省補助事業「診療行為に関連した死亡の調査分析に係るモデル事業」実施、参画

平成19年12月17日	多摩地域検案活動モデル事業実施
平成21年4月1日	多摩検案活動事業実施
平成24年3月29日	仮設庁舎（旧大塚看護専門学校）へ移転・業務開始
平成26年7月17日	庁舎改築 新庁舎での業務開始 X線CT装置による死後画像検査導入
令和元年6月12日	「死因究明等推進基本法」公布、令和2年4月1日施行

〔参考〕 出来事年表

昭和23年 1 月26日	帝国銀行椎名町支店青酸中毒事件発生。死者 12 名の検案実施
昭和29年 1 月 2 日	皇居参賀に伴う二重橋事件発生。死者 16 名の検案実施
昭和30年 8 月 1 日	向島花火問屋火災爆発事故発生。死者 14 名の検案実施
昭和33年 9 月15日	昭和 21 年以来、急頓死の死因究明につとめ、伝染病の早期発見、ペニシリン等のショック死の病理解剖学的研究に成果をあげ、保健衛生の向上に貢献した功績により、厚生大臣表彰受賞
昭和33年 9 月15日	昭和 21 年以来、都民の治安に関与し、公衆衛生の向上に尽力した功績により、第 10 回保健文化賞受賞
昭和37年 5 月 3 日	三河島列車衝突事故発生。死者 160 名の検案を行う。
昭和37年 5 月22日	三河島列車衝突事故の際、多数の死者の検案を通して、警察の事故処理に協力した功労により、警視総監賞受賞
昭和38年 1 月24日	深川ガス管破裂による火災発生。死者 6 名の検案実施
昭和39年 7 月15日	大井宝組倉庫火災爆発事故発生。死者 19 名の検案実施
昭和41年 2 月 4 日	全日空機墜落事故発生。死者 133 名の検案実施
昭和41年 3 月 4 日	カナダ太平洋航空機墜落事故発生。死者 64 名の検案実施
昭和41年 7 月11日	全日空機墜落の際、多数の死者の検案、解剖に従事し、積極的に協力した功績により、海上保安庁長官賞受賞
昭和49年 5 月18日	平素から犯罪捜査など、警察活動に多大の貢献。警視庁創立百年に当たり、警視総監賞受賞
昭和49年 8 月30日	三菱重工株式会社爆発物仕掛けによる事故発生。死者 7 名の検案実施
昭和57年 2 月 8 日	ホテルニュージャパン火災事故発生。死者 33 名の検案実施
昭和57年 2 月 9 日	日航機羽田墜落事故発生。死者 24 名の検案実施
平成 2 年 5 月26日	志村第一化成工業爆発事故発生。死者 6 名の検案実施
平成 7 年 3 月20日	地下鉄サリン事件発生。死者 12 名の検案実施
平成13年 9 月 1 日	新宿歌舞伎町ビル火災事故発生。死者 44 名の検案実施
平成19年 8 月17日	開院以来初めて検案数が 1 日 100 件を超える。(101 件)
平成23年 3 月11日	東日本大震災発生。3 月 13 日から 7 月 5 日まで監察医を常時 1 名、延べ 135 人日、継続的に被災地に派遣。545件の検案実施
平成25年10月16日	平成 25 年台風 26 号により東京都大島町で土砂災害発生。10 月 17 日から 10 月 19 日まで監察医を 1 名派遣。26 件の検案実施
令和 2 年 8 月18日	1 日 122 件の検案を実施

〔参考〕

東京都監察医務院公開講座開催実績

- 第1回公開講座「突然死を考える」開催（平成5年11月13日）
演題「監察医務院の歩み」「東京都23区の高齢者の死亡の実態」「突然死の予知と予防」
- 第2回公開講座「突然死を考える」開催（平成6年10月29日）
演題「脳の病気と突然死」「比較的若年者の心臓突然死」「救命医療の現場から」
- 第3回公開講座「突然死を考える」開催（平成7年10月14日）
演題「災害死の変遷」「入浴中の突然死」「中高年者の心疾患」
- 第4回公開講座「突然死を考える」開催（平成8年10月12日）
演題「高齢者の突然死」「高齢者の病気の特徴と予防」
- 第5回公開講座開催（平成9年10月5日）
「監察医制度施行50周年記念シンポジウム」
- 第6回公開講座開催（平成10年10月3日）
演題「胸痛を伴わない心臓死」「高齢者の外因死」
- 第7回公開講座開催（平成11年10月30日）
演題「監察医行政の現状と展望」「突然死の前ぶれ」
- 第8回公開講座開催（平成12年10月21日）
演題「東京都23区における自殺」「スポーツ中の突然死」
- 第9回公開講座開催（平成13年10月20日）
演題「監察医走る」「監察医から見た高齢者問題」
- 第10回公開講座開催（平成14年11月30日）
演題「監察医務院って何だろう？」「恋と自殺」
- 第11回公開講座開催（平成15年10月25日）
演題「飲酒と異状死」「あなたは誰ですか？」
- 第12回公開講座開催（平成16年10月23日）
演題「薬毒物と死」「身近な突然死と監察医制度」
- 第13回公開講座開催（平成17年10月29日）
演題「23区内の交通事故死」「『孤独死』－ニーチェに学ぶ」
- 第14回公開講座開催（平成18年10月28日）
演題「すぐそこにある法医学－身近な死体現象－」「エコノミークラス症候群」「大規模災害と監察医制度」
- 第15回公開講座開催（平成19年9月8日）
演題「赤ちゃん元気に育って－睡眠中の「避けられる死」を予防するために－」「あなたもメタボリック症候群!?－身近な生活習慣病の話し－」
- 第16回公開講座開催（平成20年10月18日）
演題「監察医から見た熱中症の実態」「検屍・葬送に見る日本とドイツの国民性の違い」
- 第17回公開講座開催（平成21年9月26日）
演題「東京23区における外国籍者の異状死の実態」「若年者の虚血性心疾患について」
- 第18回公開講座開催（平成22年3月20日）
演題「老人の自殺」「医療行為に附随して生じた、予期せぬ患者死亡について」

第19回公開講座開催（平成22年11月6日）

演題「監察医の仕事－残された方のために－」「東京都23区における孤独死の実態」

第20回公開講座開催（平成23年11月19日）

演題「怖いのは煙草ではなく酒」「東日本大震災における検案活動」

第21回公開講座開催（平成24年11月17日）

演題「布団の上で死ぬということ」「死因究明の地域格差－東京23区と多摩・島嶼地区の比較－」

第22回公開講座開催（平成25年11月14日）

演題「お酒が飲める、飲めない？－アルコール代謝の個人差・民族差－」
「浴槽内死亡の因果性－「溺死」をめぐる－」

第23回公開講座開催（平成26年11月15日）

演題「死因究明制度のあり方－検討結果と今後の展望－」
「ママさん監察医が語る子どもの窒息死亡事故の実態」

第24回公開講座開催（平成27年11月14日）

演題「スポーツと突然死」「亡くなった原因をどう絞り込むか～監察医の仕事～」

第25回公開講座開催（平成28年11月17日）

演題「突然起こる大動脈解離・大動脈瘤」「進化する画像診断技術と、未来の医療」

第26回公開講座開催（平成29年11月9日）

演題「監察医が語る『髄膜炎』『胃潰瘍』の経験談」「法医学と文学」

第27回公開講座開催（平成30年11月8日）

演題「『解剖』を知る～そのとき慌てないために～」 「飲酒が関連した不慮の事故死について」

第28回公開講座開催（令和元年11月14日）

演題「訪日外国人の突然死の実態 一病死か、事故死か、あるいは？－」
「死因究明制度のあり方 一検討の経過と将来展望－」

第29回公開講座開催（令和5年11月22日）

演題「監察医とは」

第30回公開講座開催（令和6年11月28日）

演題「東京都監察医務院について」
「東京都23区で取り扱う異状死の傾向」

第31回公開講座開催（令和7年11月19日）

演題「熱中症の基礎知識と予防のポイント」
「東京23区における熱中症死亡事例の傾向と生活環境」

5 設置根拠法令

(1) 死体解剖保存法

昭和24年6月10日
法律第204号

改正 昭和26年6月6日法律第201号

同28年～平成26年改正 略

平成26年6月25日 同第83号

死体解剖保存法（抄）

第8条 政令で定める地を管轄する都道府県知事

は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第229条の規定による検視があった後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

(2) 監察医を置くべき地域を定める政令

昭和24年12月9日
政令第385号

改正 昭和60年7月12日政令第225号

監察医を置くべき地域を定める政令

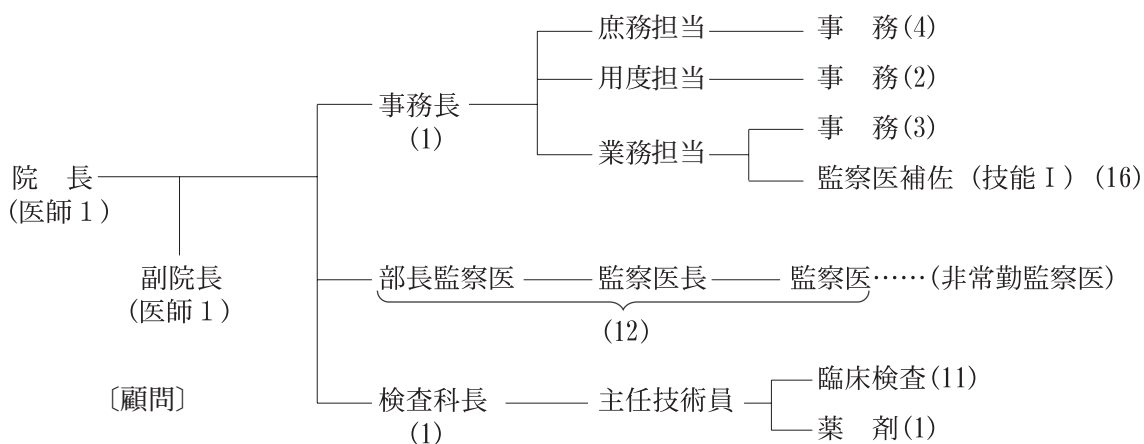
内閣は、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条第1項の規定に基き、この政令を制定する。

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基き、次の地域を定める。

東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

附 則 略

6 組 織



注：（ ）内数字は定数

7 人 員

(1) 職 種 別

(令和7年8月1日現在)

区 分	職 種	定 数	現 員	備 考
医療技術系	医 師	14	13	
	薬 剤 師	1	—	
	臨 床 検 査 技 師	12	13	
その他の職員	一 般 事 務	10	10	
	自 動 車 運 転	—	1	
	技 能 (Ⅰ)	17	15	
	技 能 (Ⅱ)	—	1	
常勤職員 計		54	53	
非常勤職員	監 察 医	—	63	
	診 療 放 射 線 技 師	—	4	
	そ の 他	—	13	

(2) 部門別現員

(令和7年8月1日現在)

部門 \ 職種	医 師	薬 剤 師	臨 床 検 査 技 師	一 般 事 務	自 動 車 運 転	技 能 (Ⅰ)	技 能 (Ⅱ)	常 勤 職 員 計	非常勤				常 勤 非 常 勤 合 計
									監 察 医	診 療 放 射 線 技 師	そ の 他	非 常 勤 計	
監 察 医 室	13	—	—	—	—	—	—	13	63	—	—	63	76
検 査 科	—	—	13	—	—	—	—	13	—	4	2	6	19
事 務 室	—	—	—	10	1	15	1	27	—	—	11	11	38
再 事 務	—	—	—	10	—	—	—	10	—	—	6	6	16
掲 補 佐	—	—	—	—	1	15	1	17	—	—	5	5	21
合 計	13	—	13	10	1	15	1	53	63	4	13	80	133

注)常勤職員には再任用職員を含む。

8 予算・決算

(1) 歳 出

(単位：千円)

科 目					6 年 度	6 年 度	7 年 度	増 △ 減	備 考
款	項	目	節	細 節	予算額(A)	決 算 額	予算額(B)	(B—A)	
合				計	601,476	598,454	670,692	69,216	
保	健			医療費	601,476	598,454	670,692	69,216	
	保	健		医療管理費	1,383	1,311	1,383	0	
		管		理 費	1,383	1,311	1,383	0	
			普	通 旅 費	84	57	84	0	
			一	般 需 用 費	1,002	1,002	1,002	0	
			役	務 費	297	252	297	0	
	医	療		政策費	600,093	597,143	669,309	69,216	
		管		理 費	572	572	572	0	
			児	童 手 当	560	560	560	0	
			子	ど も 手 当	0	0	0	0	
			普	通 旅 費	12	12	12	0	
	医	療		政策費	599,521	596,571	668,737	69,216	
			報	酬	105,828	87,145	109,892	4,064	
			職	員 手 当 等	51,027	46,754	45,148	△ 5,879	
				特別勤務手当	16,474	15,743	16,474	0	
				時間外勤務手当	7,745	7,455	7,745	0	
				休日給夜勤手当	11,712	9,927	12,145	433	
				期 末 手 当	7,791	7,074	8,784	993	
				—	7,305	6,555	8,257	952	
			共	済 費	199	153	221	22	
			報	償 費	280	280	280	0	
			旅	費	1,243	906	1,243	0	
				普 通 旅 費	1,197	892	1,197	0	
				特 別 旅 費	46	14	46	0	
			交	際 費	0	0	0	0	
			需	用 費	101,854	108,999	104,271	2,417	
				光 熱 水 費	48,064	48,684	47,255	△ 809	
				一 般 需 用 費	53,790	60,315	57,016	3,226	
			役	務 費	109,215	120,510	110,280	1,065	
			委	託 料	92,015	96,514	100,989	8,974	
			使用料及賃借料		83,714	85,305	89,416	5,702	
			工 事 請 負 費		3,372	1,886	2,014	△ 1,358	
			原 材 料 費		0	0	0	0	
			備 品 購 入 費		50,267	47,816	104,476	54,209	
			負担金補助及交付金		507	303	507	0	

注：人件費・通勤手当等は含まない。

(2) 歳 入

(単位：千円)

款		6 年 度	6 年 度	7 年 度	増 △ 減	備 考
		予算額(A)	決 算 額	予算額(B)	(B—A)	
特定財源	使用料及手数料	3,452	4,767	3,393	△ 59	
	諸 収 入	144	3,078	144	0	
	計	3,596	7,845	3,537	△ 59	